

いなぎの女性情報誌 かれいゆ

内 容

- いなぎの女性(ひと) —空き店舗を喫茶店に—
- ベアテさんが夢見た男女平等
- 実施しました セミナー、研修
- グループの名前は「てんてこ@まいん」
- 足を運んでみませんか 男女平等推進センターへ
- 配偶者暴力防止法が改正されました
- ご利用ください…いなぎ女性の悩み相談…



女と男のフォーラムいなぎ2007から

vol.19
2007

稻 城 市

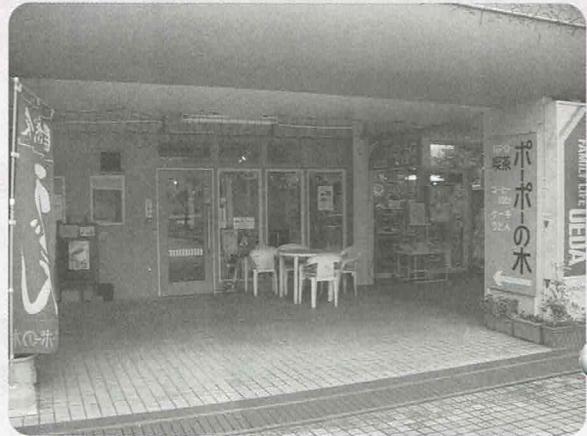
いなぎの女性

一空き店舗を喫茶店に—

バンレイシ科ポーポー木属ポーポーの木(一名 アケビガキ) こんな木があるそうです。

特定非営利活動法人NPOふれあい広場ポーポーの木(以下、**ポーポーの木**という)は、「地域密着」「住民参加」を活動のコンセプトとして平成11年(1999年)に発足し、介護保険事業等の活動をはじめ、地域のネットワークづくりに力を注いでいます。

特に、団地商店街の空き店舗を活用したコミュニティー喫茶は、地域活性化事業として10月に2年目に突入しました。「商店街の活性化は人の流れを活発にすることから始まるので、多くの人が地元の商店街に来店するような工夫をし、商店街全体の活気が出るよう頑張ります。」と張り切っていらっしゃる**ポーポーの木**を訪ね、お話を伺いました。



活動のきっかけは

かつて子育てをしていた頃の仲間が集う機会があり、その際、誰もが子育てが終わり親の世話をする年代になっていて、今度は、「年をとっても地域で助け合って暮らせたらいいね。何か私たちに出来ることはないかしら?」と話がまとまったことが活動を始めるきっかけになったそうです。これが、発足1年前のこと。

その後、平成12年(2000年)に社会的信用を得るためにNPO法人の認証を受け、翌年には訪問介護事業の指定、平成15年には障害者自立支援事業の指定を、平成17年にはケアプランを作成する居宅介護支援事業の指定を受けるなどし、平成18年にはコミュニティー喫茶を開設して今日に至っています。

活動は

ポーポーの木は平尾と向陽台に事務所を設け、先の事業や会員同志の相互扶助を目的に活動を行っています。8名の理事に30名の活動会員(理事6名含む)ほか111名の一般会員はふれあい広場の主旨に賛同して会費を払い、利用する立場であったりお手伝いをする立場にも立つそうです。



コミュニティー喫茶は、東京都住宅供給公社が商店街活性化を目的に実施した補助制度を利用して平尾団地の空き店舗を活用し、ボランティアの協力を得て地道に運営しているとのこと。

喫茶店では高齢者の利用はもとより子供向けの駄菓子コーナーが好評で、1日100円までを約束に子どもがよく買いに来るそうです。また、利用される方の趣味や能力を生かして趣味の教室を開いたり、作品の展示コーナーを設けたり、通ってくる人の相談を受けることもあります。

ます。その一方で、外に出られずどこにも行けずにいる地域の人の掘り起こしの難しさを案じる一面も持ち合せていらっしゃいます。

うらばなし....

ポーポーの木のメンバーが外で活動をしている時、家庭では夫が家事に協力的だそうです。仕事と生活の調和が求められるこれから時代に、よき手本として実践していらっしゃる様子が伺えます。

発足当初の夢は、障がい者や高齢者の働く場を提供できるような事業が出来たらいいと考えていましたが、資金や場所などの問題があり、まだ実現できないでいるとのこと。また、ヘルパーなどの若い人材が少なく、今後、事業を引き継いでくれる人がいないことも頭を悩ます一つだそうです。

冒頭のポーポーの木は、卵7個分の栄養があるアケビに似たおいしい実をつける木で、この木を図鑑で見たことが**ポーポーの木**の名前の由来であると、最後に笑顔でお話ししてくださいました。



「ベアテさんが夢見た男女平等」

「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」。この憲法第24条を起草したことで知られるベアテ・シロタ・ゴードンさんの特別講演会「ベアテさんが夢見た男女平等」—憲法第24条をめぐって—が、昨年の10月13日(土)に、恵泉女学園大学で開催されました。

天才ピアニスト、レオ・シロタの長女として戦前の10年間を日本で暮らしたベアテさんは、終戦後、GHQの民生局に職を得ていたことから憲法草案起草の極秘の任務に携わり、戦後の日本女性の地位を決定付けたこの第24条の条項を書いたのです。憲法誕生の舞台裏を知る生き証人のベアテさんが、この憲法に込められた女性の幸福と平和への思いを今回の講演会で語られました。

22歳で敗戦4ヶ月後の東京に再び降り立ったベアテさんが見たものは、今では当たり前に行使している権利さえも与えられず、社会的地位の低さに甘んじている日本の女性の姿でした。幼い頃見ていた日本女性の立場の弱さや権利の低さを戦後改めて目の当たりにし、それが、男女同権を謳った24条の起草の引き金になったそうです。

講演会直後の10月25日に誕生日を迎えるというベアテさんは、とても84歳になるとは思えないほどの気迫に包まれ、流暢な日本語で親しみやすくお話ししてくださいました。

「女性に経済的自由があると他の自由も広がる」と語られたベアテさんの言葉、「女性は教育を受けて社会に還元しなければならない」と語られた恵泉女学園大学学長さんの言葉が大変印象的でした。

秋の木漏れ日が心地よい中で行われた、さわやかな講演会の報告です。

文責:や

実施しました 男女平等推進セミナー、男女共同参画社会形成研修

「応援します！女性の再就職」 ～仕事も大事！家庭も大切！～

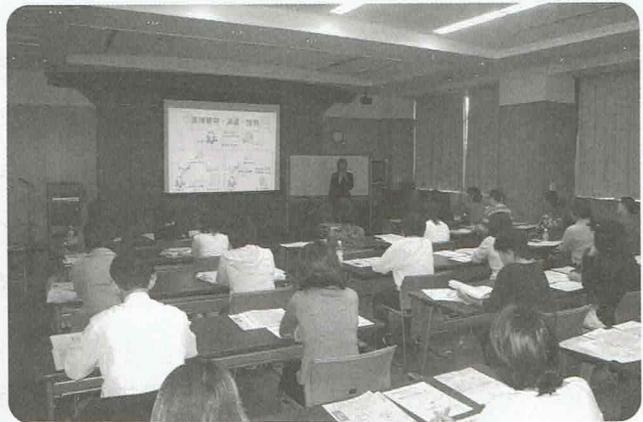
出産や育児をきっかけに退職しその後再び働きたいと願っている女性や、再就職を希望する女性を対象に10月2日に地域振興プラザにおいて男女平等推進セミナーを実施しました。

これは、女性の再就職を支援し、仕事と生活を両立できる社会の実現をめざして市の協働推進課と経済課、マザーズハローワーク東京が共催して実施したものです。

子育て中の女性が参加しやすいように参加者の子どもの一時保育を実施し、また、希望する参加者には、就職に関する個別相談にも応じました。

マザーズハローワーク東京の統括職業指導官による講演では、女性の就業状況や労働市場の状況、ワーク・ライフ・バランス、就職活動の事前準備等についてスライドを用いた具体的な説明がありました。

講演後のアンケートにみる参加者の声を一部紹介します。



参加者の声

- 就職活動をこれから始めようと思っていたので大変になりました。
- 就職に消極的になっていましたが、今日の講演を聞いて、また頑張って家事と育児と仕事の両立をしてみようと思いました。
- 再就職に希望が持てた。
- マザーズハローワークに行ってみたいと思いました。
- 保育付きのセミナーは、非常に有難かったです。

(同様の感想は、他にも4件ありました)

特別研修 男女共同参画社会形成研修 「お父さんの育児休業 ～子育ては自分で～」

男女共同参画社会形成研修は、稲城市職員の資質向上と意識改革推進を目的に人事課と共に実施する研修です。

平成19年度は、男性職員の育児参加を促すため育児休業についての情報提供を行い、男性職員の育児休業取得の推進を目的に実施しました。



研修の前段は、人事課による育児休業制度の内容周知を行い、その後、経済産業省課長補佐時代に1年間育児休業を取得した経験をお持ちの山田正人さんによる講演を行いました。

講演は、若手男性職員をはじめ管理職や女性も参加し、内容も育児休業の話にとどまらず職場復帰後の仕事との両立や男女が共に育児することの意義等にも触れ、男女共同参画社会形成研修としてふさわしいものとなりました。



イラスト やまもと妹子



グループの名は てんてこ@まいん

近頃、見たり聞いたりすることが多くなってきた「**Nobody's Perfect**」という言葉。直訳すると、「誰も完璧な者はいない」という意味です。

もともとは、カナダで生まれた小さな子どもを持つ親のためのプログラムで、親が親になることを学び、安心して親としての自信をつけていくためのプログラムです。

このプログラムを実践するには、ファシリテーターという「場の案内人」が必要となります。ファシリテーターは、「ファシリテーター」としての研修を受け、資格を取得することが必須条件となっています。

今回、そのファシリテーターの資格を取り、稻城で活動を始めたグループ「てんてこ@まいん」にお会いし、活動にかける皆さんのお熱い思いを伺いました。

活動はいつから？どんなきっかけで？何人で？

以前から子育てグループ活動をしていた仲間の集まりでのこと。「お母さん頑張りましょう」の言葉の影で母親が一人で子育てを背負っている姿を見るにつけ、同じ思いを話し悩みを打ち明けながら親同士が交流する場が必要ではと思うようになりました。そんな折、カナダの「**Nobody's Perfect**」のプログラムを知り、仲間の5人が「子育て研究リソースセンター」が行う講習を受け、その後実際にプログラムを行い、ファシリテーターとしての資格を取りました。受講中の育児は、パートナーの協力を仰いだり一時保育の制度を活用しました。

その後、5人で去年の秋口から活動を開始し、「**Nobody's Perfect**」のプログラムを実践するため、子育てグループからの要請に応じて活動する体制を整えています。

「**Nobody's Perfect**」のプログラムにかける思い

主役はあくまでも参加者。テーマは、参加者が話したいこと、聞きたいことを主体にファシリテーターがプログラムを組み立てていきます。しゃべったり、他の人の話を聞くことでお母さんひとりひとりの持っている「力」に気付き、自信をもつことが大切です。**子育てに完璧はありません。**いろいろな人がいて、いろいろなことをやって、それを認め合うことが大事だと思います。





てんてこ@まいん の由来

名前を決める時も5人それぞれが別の所にいて、携帯電話でやりとりし、てんてこまいしながら名づけました。子育てもてんてこまいしているけれど、それでも自分（Mine）と心（Mind）を失わずに行こうとの思いで「てんてこ@まいん」と命名したというわけです。

活動に寄せる思いは？

今後、グループの宣伝をどのようにしていくかが課題です。

プログラムを実践するには、子どもと離れて親だけの時間を持つことが必要です。基本的には、0歳から5歳の子どもの親が対象であるため、子どもを保育する場所の確保がネックとなります。

子ども家庭支援センターでもプログラムを導入し始めました。保育の環境が整っている保育園などでプログラムを検討してもらい、在宅育児中の親だけでなく、保育園児の親向けにも実施できればと思います。

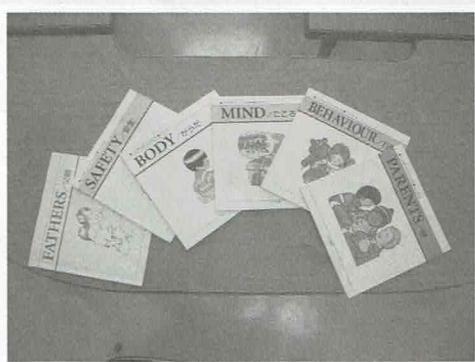
（子どもに）育ててもらって親になれているなと実感しています。

取材を終えて

子育て中の苦労を抱えた親ならではの言葉がぽんぽん飛び交って、書き取るのが間に合わないほど。皆さん明るく、にぎやかで、子育ての辛さなどどこ吹く風と言わんばかりに笑いに満ちた話をしてくださいました。実に、楽しんで子育てしている様子が伺い知れました。

家庭で子どもと向き合っていると、孤独感にさいなまれ、不安もあれば心底疲れることもあるでしょう。そんな時、話せる仲間がいたらどんなに救われることでしょうか。

地域で子育て中の親が安心して親としての自信をつけていくことができれば、少子化など何のその、稻城には子どもがたくさん…などと楽観的な感想を抱いてしまうのでした。



足を運んでみませんか 男女平等推進センターへ



地域振興プラザ内1階にある男女平等推進センターは、情報資料コーナーや打ち合わせコーナー、相談室、キッズルームなどを設置し目的に応じてさまざまな方に利用されています。

中でもキッズルームは、会議中の参加者の子どもの一時保育や子どもを連れた親のグループの活動場所などとして、口コミ等での利用が少しずつ広がっています。就学前の子どもを連れて勉強会や打ち合わせ等をしたいと希望するグループの方、キッズルームを利用してみませんか。

一度、男女平等推進センターへおいでになってはいかがでしょうか。

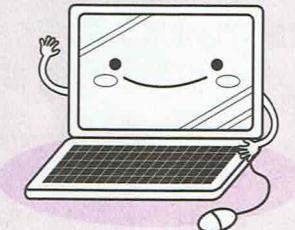
男女平等推進センターはこんな使い方ができます

- ◆男女共同参画活動の打ち合わせ（10名程度）等ご利用できます。利用予定日の3ヵ月前から予約できます。
- ◆地域振興プラザ会議室や男女平等推進センター打ち合わせコーナーでの親の活動時の一時保育の場として、また、乳幼児を同伴した市民のグループ活動の場としてキッズルームを利用できます。一時保育の場合は3ヵ月前から、グループ活動の場合は2ヵ月前から予約ができます。
- ◆図書やビデオなどを一人2冊まで、2週間を期限として貸し出します。本人確認ができるものをお持ちください。

最近借りられた本

- ・祖母力 樋口恵子著
- ・片付かない！見つからない！間に合わない！ リン・ワイズ著
- ・美しく老いを生きる知恵 吉武輝子著
- ・男女(オスメス)の怪 養老孟司・阿川佐和子著

- ◆情報の収集や検索用としてインターネットパソコンを利用できます。本人確認ができるものをお持ちください。
- ◆女性の悩み相談を相談室で行っています。専門の相談員がご相談をお受けします。
- ◆男女共同参画や男女平等に関する活動の印刷が有料でできます。



利用できる日は

- ◆休館日（毎月第2火曜日）と年末年始（12月28日から1月4日）を除く午前9時から午後10時までの間。

予約、問い合わせ先

稻城市企画部協働推進課女性青少年係

電話042-378-2112（平日 午前8時30分～午後5時）

配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が改正されました

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法いわゆるDV防止法）」が改正され、1月11日に施行されました。

今回の改正で市民に直接関係する部分のポイントについて概略をお伝えします。

保護命令制度の拡充 ※保護命令制度とは、被害者が配偶者からのさらなる暴力によりその生命または身体に重大な危害が加えられる恐れが大きいと裁判所が判断した場合に、裁判所が被害者からの申し立てに応じて発令する保護命令の制度。接近禁止命令と退去命令がある。

① 被害状況の拡充

配偶者から生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者で、今後、暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある時にも保護命令の申し立てができる。

② 禁止行為の拡充

被害者への接近禁止命令に併せて、加害者である配偶者に対し面会の要求、深夜の電話、FAX、メール等についても禁止する保護命令を発することができる。

③ 接近禁止命令対象者の拡充

被害者の親族、知人、支援者に対して加害者が害をなすおそれがあると必要を認めた場合は、被害者の親族等への接近禁止命令を発令することができる。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、パートナー（配偶者や恋人など親密な関係にある人又は過去にあった人も含む）からの身体的、精神的、性的暴力をいいます。

ご利用ください ……いなぎ女性の悩み相談……

自分の生き方、夫婦や家族の問題、仕事上の悩み、パートナー等からの暴力

これらの悩みを夫や家族、友達にも相談できず困っているときは、「いなぎ女性の悩み相談」で専門の相談員に打ち明けてみませんか。相談員が親身になってあなたの相談に応じます。秘密厳守します。

- ☆ 相談日・時間 毎月第1・第3水曜日、第4土曜日 午前10時から午後4時
- ☆ 相談方法 面談または電話による相談
- ☆ 費用 無料
- ☆ 申し込み 相談日前日までに電話で予約してください。

それいゆ Vol.19

平成20年2月15日発行

編集発行／稻城市企画部協働推進課女性青少年係
稻城市東長沼2112-1(地域振興プラザ内)
電話042-378-2112

誌名の『それいゆ』は、雑誌「青鞆」の創刊の辞として有名な「元始、女性は太陽であった」の太陽の意味です。やさしい響きのフランス語をひらがなに置き換えました。市民からの公募で命名された愛称です。『それいゆ』の発行は男女平等推進いなぎプランに基づく事業です。